

平成20年度事業評価書（事前）要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：職業安定局若年者雇用対策室

事業名	若年者の応募機会の拡大等についての事業主等に対する周知・啓発、相談等																																				
政策体系上の位置付け	<p>基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること</p> <p>施策目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること</p> <p>施策目標3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること</p>																																				
事業の概要	<p>若者の応募機会の拡大等に係る事業主等の理解の促進を図るとともに、事業主からの相談に応じるため、ハローワークに配置されている若年者雇用アドバイザーの増員、事業主団体に対する周知・啓発等に係る委託事業においてモデル企業による取組の普及の実施など、事業主への相談機能の充実等を図る。</p>																																				
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><input type="checkbox"/>無</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 若年者雇用問題は、若年者自身のキャリア形成はもとより、わが国社会・経済システムに重大な影響を与えるものであり、不安定就労の増大や生活基盤の欠如による所得格差の拡大、社会保障システムの脆弱化、さらには、社会不安の拡大、少子化の一層の進行等深刻な社会問題を引き起こしかねない重要な問題であり、本事業の内容については、市場に任せているだけでは十分ではなく、国が実施する必要がある。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>無</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 若年者雇用問題の解決は、全国的な課題であり、国が対応することが必要である。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/>可</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 若年者雇用アドバイザーについては、若年者問題に精通した専門的・実務的能力を有する者等への委嘱により実施している。 事業主団体等を通じた年長フリーター等の応募機会拡大の推進については、既に地域の事業主団体等に委託して実施しており、モデル企業による取組の普及についても、地域の事業主団体等に委託して実施することとしている。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>有</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(有の場合の整理の考え方)</td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">事業の有効性</td> <td>若年者雇用アドバイザーによる企業訪問等による働きかけや、事業主団体等を通じたモデル企業による取組の普及等は、事業主の理解や取組を促し、若年者の応募機会の拡大等を促進する上で有効な手段である。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">事業の有効性</td> <td>若年者雇用アドバイザーが企業に訪問し、若年者の応募機会の拡大等のための条件整備に伴う阻害要因を発見・整理し、企業の実情に応じた解決のための手順・方法等具体的課題について相談に応じ、助言することは、若年者の応募機会の拡大等を図る上で効率的である。 また、既に平成20年度において実施している若者の応募機会拡大に係る事業主団体等への委託事業の一環として、各地域においてモデル的な取組を行う企業を選定し、その取組状況や成果について、地元新聞紙上等への掲載や、厚生労働省ホームページにおける周知等により、全国に広く発信することは、若者の応募機会拡大に係る社会的気運の高まりに資するものであり、若年者の応募機会の拡大等を図る上で効率的である。</td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額：376百万円)</p>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 若年者雇用問題は、若年者自身のキャリア形成はもとより、わが国社会・経済システムに重大な影響を与えるものであり、不安定就労の増大や生活基盤の欠如による所得格差の拡大、社会保障システムの脆弱化、さらには、社会不安の拡大、少子化の一層の進行等深刻な社会問題を引き起こしかねない重要な問題であり、本事業の内容については、市場に任せているだけでは十分ではなく、国が実施する必要がある。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 若年者雇用問題の解決は、全国的な課題であり、国が対応することが必要である。				民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否		(理由) 若年者雇用アドバイザーについては、若年者問題に精通した専門的・実務的能力を有する者等への委嘱により実施している。 事業主団体等を通じた年長フリーター等の応募機会拡大の推進については、既に地域の事業主団体等に委託して実施しており、モデル企業による取組の普及についても、地域の事業主団体等に委託して実施することとしている。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無		(有の場合の整理の考え方)				事業の有効性	若年者雇用アドバイザーによる企業訪問等による働きかけや、事業主団体等を通じたモデル企業による取組の普及等は、事業主の理解や取組を促し、若年者の応募機会の拡大等を促進する上で有効な手段である。	事業の有効性	若年者雇用アドバイザーが企業に訪問し、若年者の応募機会の拡大等のための条件整備に伴う阻害要因を発見・整理し、企業の実情に応じた解決のための手順・方法等具体的課題について相談に応じ、助言することは、若年者の応募機会の拡大等を図る上で効率的である。 また、既に平成20年度において実施している若者の応募機会拡大に係る事業主団体等への委託事業の一環として、各地域においてモデル的な取組を行う企業を選定し、その取組状況や成果について、地元新聞紙上等への掲載や、厚生労働省ホームページにおける周知等により、全国に広く発信することは、若者の応募機会拡大に係る社会的気運の高まりに資するものであり、若年者の応募機会の拡大等を図る上で効率的である。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																																		
(理由) 若年者雇用問題は、若年者自身のキャリア形成はもとより、わが国社会・経済システムに重大な影響を与えるものであり、不安定就労の増大や生活基盤の欠如による所得格差の拡大、社会保障システムの脆弱化、さらには、社会不安の拡大、少子化の一層の進行等深刻な社会問題を引き起こしかねない重要な問題であり、本事業の内容については、市場に任せているだけでは十分ではなく、国が実施する必要がある。																																					
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																																		
(理由) 若年者雇用問題の解決は、全国的な課題であり、国が対応することが必要である。																																					
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否																																			
(理由) 若年者雇用アドバイザーについては、若年者問題に精通した専門的・実務的能力を有する者等への委嘱により実施している。 事業主団体等を通じた年長フリーター等の応募機会拡大の推進については、既に地域の事業主団体等に委託して実施しており、モデル企業による取組の普及についても、地域の事業主団体等に委託して実施することとしている。																																					
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無																																			
(有の場合の整理の考え方)																																					
事業の有効性	若年者雇用アドバイザーによる企業訪問等による働きかけや、事業主団体等を通じたモデル企業による取組の普及等は、事業主の理解や取組を促し、若年者の応募機会の拡大等を促進する上で有効な手段である。																																				
事業の有効性	若年者雇用アドバイザーが企業に訪問し、若年者の応募機会の拡大等のための条件整備に伴う阻害要因を発見・整理し、企業の実情に応じた解決のための手順・方法等具体的課題について相談に応じ、助言することは、若年者の応募機会の拡大等を図る上で効率的である。 また、既に平成20年度において実施している若者の応募機会拡大に係る事業主団体等への委託事業の一環として、各地域においてモデル的な取組を行う企業を選定し、その取組状況や成果について、地元新聞紙上等への掲載や、厚生労働省ホームページにおける周知等により、全国に広く発信することは、若者の応募機会拡大に係る社会的気運の高まりに資するものであり、若年者の応募機会の拡大等を図る上で効率的である。																																				

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標 (達成水準/達成時期)		本事業と指標の関連についての説明
1	若年者雇用アドバイザーの相談助言活動を行った事業所のうち、新たに若年者の応募機会の拡大の措置を行った事業所の割合(単位:%)	若年者雇用アドバイザーが相談助言活動を行った事業所のうち、新たに通年採用の導入等「青少年の応募機会の拡大に関する指針」に掲げる若年者の応募機会の拡大の措置を行った事業所の割合により事業効果を把握する。
(調査名・資料出所、備考) 資料出所:職業安定局調べによる。		
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)		本事業と指標の関連についての説明
1	若年者雇用アドバイザーが相談助言活動を行った件数(単位:件)	若年者雇用アドバイザーが相談助言活動を行った件数により、当該事業の実施状況を把握する。
(調査名・資料出所、備考) 資料出所:職業安定局調べによる。		

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)